

「しずちゅう相続定期預金（短期預入型）（愛称：バトンタッチ）」規定

しずちゅう相続定期預金（短期預入型）（以下「この預金」といいます。）は、この規定により取扱い、この規定にない事項については、自由金利定期預金（M型）規定により取扱います。

1.（預入対象者）

この預金の預入は、原資を相続した金銭とし、相続手続（当行以外の金融機関における相続手続を含みます。）が預入日から遡及して1年以内に完了した方（相続人以外の受遺者を含みます。）とします。

なお、この預金の満期解約金を再度この預金に預入することはできません。

2.（取扱店）

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3.（預入金額等）

この預金の預入金額は、相続した金額を上限とし、預入単位を1円単位とします。

4.（預入期間）

この預金の預入期間は6か月とし、満期日に自動継続しません。

5.（預入利率）

- (1) この預金は、預入金額に応じて、スーパー定期、スーパー定期300、自由金利型定期預金（大口定期預金）の各6か月ものの預入日現在の店頭表示利率に当行所定の優遇金利を上乗せした利率（以下「特約利率」といいます。）を適用します。
- (2) 前記（1）の優遇金利は、市場動向等により見直しする場合があります。

6.（預金の支払時期）

この預金は、通帳（または証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

7.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

【2020年4月1日現在】